

整備管理者表彰制度（概要）

運送事業に関する整備管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と整備管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とする表彰制度

表彰内容

- 初めての表彰・・・運輸支局長表彰
- 2回目の表彰・・・運輸局長表彰

表彰基準

従事年数に関する要件

- 現在の自動車運送事業の整備管理者として10年以上従事している者
また、この間、整備管理者の解任の処分を受け

功績等に関する要件

- ①整備管理者の業務を十分に理解し適確に実施している者であること。
- ②整備管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有する者であること。
- ③勤務状態等が優良な者であること。

所定期間の輸送の安全確保に関する欠格事由

- 整備管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34（使用者に対する通知）に基づく通知のあった違反について、整備管理上最も責任ある者
- 整備管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、整備管理上最も責任ある者
- 当該営業所が行政処分等を受けた場合又は受けるおそれがある場合（整備管理業務に限る。）

- ・事業者が同一である期間が一定期間必要。

- ①道路運送車両法に定める整備管理者の権限について十分に理解し適確に実施するとともに必要な研修を受講している者を指す。
- ②路上車両故障の発生原因とその再発防止対策に関する定期的な分析及び勉強会等の考案、点検整備施設等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されている具体的な取り組み事項を指す。
- ③無断欠勤や遅刻等が常習化している等、勤務状態において世間一般的に問題があると認められる者でなく、かつ、過去5年無事故無違反、刑罰等ない者を指す

- ・「所定期間」は、適用日（平成22年4月1日）を起算日とする5年間とし、要件に反する事故等が発生した場合、その翌日を新たな起算日とする。
- ・「整備管理上最も責任ある者」とは、事故等を引き起こした車両の運行開始時における運行可否決定を行った者、または、事故直前の日常点検を実施した者として日常点検表のセ日管理者欄に記入されている者をいう。
- ・「自動車事故報告規則第2条第11号、第12号及び第15号（自動車の装置の故障に限る。）に規定する事故をいう。
- ・「行政処分等」とは、輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、車両等使用停止処分、事業停止処分、許可の取消処分をいう。

表彰手続

- 事業者は、候補者が要件に該当する旨を証する書面を作成。
- 事業者が加入する事業者団体の長の推薦を要する。

その他

- 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から広く選考することとし、同一事業者から同時に多数の候補者を推薦することは避けるものとする。
- 事業者において事故・事件が最近あった場合、訴訟が継続中の場合等にあつては、一定期間表彰を行わない。